

第117号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表しまね医学生特別奨学金の項中「あるためその業務」を「あるため指定医療機関において医師の業務」に、「を除く。）その業務に従事（当該指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して1年未満」を「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間（以下この項において「指定医療機関以外従事期間」という。）が通算して1年以上となる場合であって、指定医療機関以外従事期間が通算して1年以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該1年以上となる期間（以下この項において「1年以上の指定医療機関以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関において医師の業務に従事（指定医療機関以外従事期間のうち通算して1年未満までの期間」に、「においてその業務」を「において医師の業務」に改め、「従事期間中」の次に「又は前号の1年以上の指定医療機関以外従事期間中」を加え、同表特定診療科医師緊急養成奨学金の項中「開始し、かつ、引き続いて」の次に「指定医療機関において」を加え、「あるためその業務」を「あるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務」に、「を除く。）その業務に従事（当該指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して6月未満」を「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下この項において「特定診療科以外従事期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間（以下この項において「6月以上の特定診療科以外従事期間」とい

う。)を含む。)を除く。)指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事(特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間)に、「おいてその業務」を「おいて医師の業務」に、「又は従事期間中」を「若しくは従事期間中又は前号の6月以上の特定診療科以外従事期間中」に改め、同表研修医研修支援資金の項中「将来特定地域医療機関」の次に「(特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとしてあらかじめ知事が認めた場合(貸付け後における事情の変更により特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとして知事が認めた場合を含む。))における特定地域医療機関以外の指定医療機関(以下この項において「特認指定医療機関」という。)を含む。以下この項において同じ。))」を加え、「あるため後期研修」を「あるため指定医療機関において後期研修」に、「を除く。)後期研修を受けた」を「(指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間(以下この項において「指定医療機関以外後期研修期間」という。))が通算して6月以上となる場合であって、指定医療機関以外後期研修期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間(以下この項において「6月以上の指定医療機関以外後期研修期間」という。)を含む。)を除く。)指定医療機関において後期研修を受けた(指定医療機関以外後期研修期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において後期研修を受けたものとみなす。))」に改め、「とする。))」の次に「(特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に $\frac{3}{2}$ を乗じて得た期間をもって計算するものとする。))」を加え、「あるためその業務」を「あるため特定地域医療機関において医師の業務」に、「を除く。)その業務」を「(特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であって、当該業務に従事する期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該期間(以下この項において「特定地域医療機関以外従事期間」という。)を含む。)を除く。)特定地

域医療機関において医師の業務」に改め、「後期研修の期間中」の次に「若しくは第1号の6月以上の指定医療機関以外後期研修期間中」を、「従事期間中」の次に「若しくは前号の特定地域医療機関以外従事期間中」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。